



①都道府県	②市区町村名	II 平成31(令和元)年度準要保護認定基準																				III 就学援助率							
		(1) 平成31(令和元)年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				(2) ノ、タ、チを選択した場合	(3) ツを選択した場合	(4) テの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	ク. 学校納付金の納付状況の悪い事、悪化、軽減等(減収)または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がまわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) → (2) 係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの) → (2) 係数	チ. 特別支援教育費(特別支援教育費) → (2) 係数	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税額 → (4)	テ. その他 → (4)									
19	19	19	19	19	18	19	19	9	7	16	19	11	8	10	13	9	1	3	0	3	13	0	3	1					
島根県	松江市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				○		1.3			○治療費、介護費、連帯保証人となる保証契約を締結したことに伴い生じた保証債務もしくは賠償金等財産を形成しない債務を負っている者○生計を維持するものの傷病、死亡、失踪、離婚、失業等の事由により収入が急激に減少した者○風水害等により、家屋等に甚大な被害を受けた者で、次に掲げる事由に該当するもの①家屋の流出、倒壊等により生活の根拠を失い、生計の維持が著しく困難となった者②田畑、山林、営業所得等を失い、生計の維持が著しく困難となった者③その他、前各号と同等の状態であると認められるもの		15%未満	15%未満
島根県	浜田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2				25%未満	25%未満
島根県	出雲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			1.3				15%未満	15%未満
島根県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			1.2				25%未満	20%未満
島根県	大田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○								1.2				30%未満	30%未満
島根県	安来市	○	○	○		○	○			○	○										○					学校の意見、その他証明により教育委員会が適当と認める場合		15%未満	10%未満
島根県	江津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3				15%未満	15%未満
島根県	雲南市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○													15%未満	15%未満
島根県	奥出雲町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○									1.3		基準根拠：合計所得金額	15%未満	15%未満	
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○													20%未満	20%未満
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.3				25%未満	20%未満
島根県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○									1.3				20%未満	20%未満
島根県	邑南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5			25%未満	20%未満
島根県	津和野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3			25%未満	25%未満
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○								1.2				20%未満	20%未満
島根県	海士町	○	○	○	○	○	○			○	○																	10%未満	10%未満
島根県	西ノ島町	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○					教育長が特に就学援助を行う必要があると認める者		5%未満	10%未満
島根県	知夫村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	10%未満
島根県	隠岐の島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○									1.1				20%未満	20%未満

①都道府県	②市区町村名	IV 平成31(令和元)年度学要保護就学援助額																																					
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
		(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項											
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費						修学旅行費											
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
19	19	0	0	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	0	19	19	0	4	4	1	2	2	2	0	0	1	8	8	1	8	8	8	8	1	1	0	14		
島根県	松江市							○	11,520									○	20,454								○	21,975										実費：R1年度予算計上単価	
島根県	浜田市							○	11,420										○	45,900							○	24,000										修学旅行費は令和元年度予算計上単価 校外活動費の支給平均額は、平成30年度実績額	
島根県	出雲市							○	11,420										○	10,857							○	22,375										平成30年度の実績額	
島根県	益田市							○	11,420										○	27,344							○	18,860										・学用品費・通学用品費 1年：11,420円 2～6年：13,650円 ・実費：H30予算計上単価	
島根県	大田市							○	11,520																					○	21,670	20,648							
島根県	安来市							○	11,420																		○	21,490	21,490								通学費は、学要保護児童生徒に限らず、安来市小中学校通学費補助金交付要綱により補助。 医療費は、学要保護児童生徒に限らず、就学援助費ではなく他の公費による援助をしているため個人負担なし。		
島根県	江津市							○	11,520																					○	21,670	21,490						文相平均額については、H30年度実績額より計上。(四捨五入) 医療費：支給総額(171,936円)÷支給人数(28人) 生徒会費、PTA会費、学校給食費：各費目の総支給額÷H30年7月1日現在の児童数 修学旅行費：小学6年生のみ。H30年7月1日現在認定児童数の18%。 校外活動費(泊無)：最も支給実績が多いのは、小学4年生。H30年7月1日現在認定児童数の14%。 校外活動費(泊有)：最も支給実績が多いのは、小学5年生。H30年7月1日現在認定児童数の25%。	
島根県	雲南市							○	11,420																					○	21,490	21,490						支給平均額は、平成31年度(令和元年度)予算計上単価を記載。	
島根県	奥出雲町							○	11,420																		○	23,248										支給平均額は、H30年度実績	
島根県	飯南町							○	11,420 1年 11,420 2～6年 13,650																		○	17,286										・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、PTA会費は30年度実績額。 ・医療費は平成31(令和元)年度予算単価	
島根県	川本町							○	11,420																					○	21,490	21,490						平成30年度において、通学費及び医療費の支給実績なし 「支給平均額」は平成31年度予算に計上した単価	
島根県	美郷町							○	11,520																					○	21,670	21,490						新入学児童生徒学用品費の支給があった場合には、通学用品費の支給はなし。上限ありの費目費については平成30年度実績を記入。	
島根県	邑南町							○	11,520																					○	21,670	21,670							
島根県	津和野町							○	11,520																		○	20,956										修学旅行費、校外活動費(泊なし、泊あり)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費は平成30年度実績額を計上。卒業アルバム代は今年度より新設のため、平成31年度予算単価を計上。医療費は「津和野町子ども医療費助成条例」により町内小・中学生は医療費が無料。	
島根県	吉賀町							○	11,520																					○	21,670	19,550							給食費は、全児童生徒に対して無償化しているので個人負担金は発生しない。通学費は、学要保護児童生徒に限らず、吉賀町通学費補助金交付要綱により補助。 医療費は、学要保護児童生徒に限らず、就学援助費ではなく他の公費による援助をしているため個人負担なし。校外活動で宿泊を伴う活動は吉賀町は実施していない。
島根県	海士町							○	11,420																														
島根県	西ノ島町							○	11,420																														
島根県	知夫村							○	11,420																		○	0											5,000
島根県	隠岐の島町							○	14,700																					○								学用品費について、新入学児童は年額12,600円としている。	

①都道府県	②市区町村名	IV 平成31(令和元)年度主要保護就学援助額																												(2) 補足事項									
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
		(1) 費目毎の援助額																																					
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費									修学旅行費								
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
19	19	0	0	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	0	0	19	19	0	4	4	1	2	2	2	0	0	1	8	8	1	8	8	7	1	1	0	13		
島根県	松江市							○	22,520									○	57,400									○	45,334									実費：R1年度予算計上単価	
島根県	浜田市							○	22,320										○	47,400								○	48,000									修学旅行費は令和元年度予算計上単価 校外活動費の支給平均額は、平成30年度実績額	
島根県	出雲市							○	22,320										○	47,400								○	46,951									平成30年度実績	
島根県	益田市							○	22,320										○	47,400								○	54,120										
島根県	大田市							○	22,510										○	57,400											○	60,300	49,322						
島根県	安来市							○	22,320										○	57,400								○				○	57,590	57,590					通学費は、主要保護児童生徒に限らず、安来市小中学校通学費補助金交付要綱により補助。 医療費は、主要保護児童生徒に限らず、就学援助費ではなく他の公費による援助をしているため個人負担なし。
島根県	江津市							○	22,510																								○	60,300	52,286				支給平均額については、H30年度実績額より計上。(四捨五入) 医療費：支給総額(63,031円)÷支給人数(8人) 生徒会費、PTA会費、学校給食費：各費目の総支給額÷H30年7月1日現在の生徒数 修学旅行費：中学2年生のみ。H30年7月1日現在認定生徒数の31%。 校外活動費(泊無)：最も支給実績が多いのは、中学3年生。H30年7月1日現在認定生徒数の33%。 校外活動費(泊有)：H30年度は実績なし。
島根県	雲南市							○	22,320																							○	57,590	57,590					支給平均額は、平成31年度(令和元年度)予算計上単価を記載。
島根県	奥出雲町							○	22,320																														支給平均額は、H30年度実績
島根県	飯南町							○	22,320 1年 2,3年 24,550																														・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は30年度実績額。 ・医療費は平成31(令和元)年度予算単価
島根県	川本町							○	22,320																														平成30年度において、通学費、医療費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給実績なし 「支給平均額」は平成31年度予算に計上した単価
島根県	美郷町							○	22,510																														新入学児童生徒学用品費の支給があった場合には、通学用品費の支給はなし。上限ありの費目費については平成30年度実績を記入。卒業アルバム代等は平成31(令和元)年度の執行見込額を記入。
島根県	邑南町							○	22,510																														
島根県	津和野町							○	22,510																														修学旅行費、校外活動費(泊なし、泊あり)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費は平成30年度実績額を計上。卒業アルバム代は今年度より新設のため、平成31年度予算単価を計上。医療費は「津和野町子ども等医療費助成条例」により町内小・中学生は医療費が無料。
島根県	吉賀町							○	22,510																														給食費は、空児童生徒に対して無償化しているので個人負担金は発生しない。通学費は、主要保護児童生徒に限らず、吉賀町通学費補助金交付要綱により補助。
島根県	海士町							○	22,320																														医療費は、主要保護児童生徒に限らず、就学援助費ではなく他の公費による援助をしているため個人負担なし。校外活動で宿泊を伴う活動は吉賀町は実施していない。
島根県	西ノ島町							○	22,320																														
島根県	知夫村							○	22,320																														9,200
島根県	隠岐の島町							○	25,900																														学用品費について、新入学生徒は年額23,700円としている。

